

県立学校家族休暇制度について

令和8年4月

県立南風原高等学校 南風原高等支援学校
県教育庁県立学校教育課

1 目的

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられていることから、子どもたちの平日の休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間を確保するため、「県立学校家族休暇制度」を導入する。

2 制度の概要

- ・保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度。
- ・取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱う（別途定める「取得できない日」を除く）。

3 制度開始日

令和8年4月1日（水）

4 対象

全県立学校の幼児・児童・生徒

5 取得できる日数

年間3日まで（1日単位・分散取得可）

6 取得日の取扱い

出席停止・忌引等

※県立高等学校管理規則第42条「校長が必要と認めた場合」に該当するものとする（県立特別支援学校管理規則第37条、県立中学校管理規則第20条）。

※生徒指導要録上は「出席停止・忌引等の日数」に加え、備考欄に「家族休暇〇日」と記入する。

7 取得できない日

(1) 学級・HR、学年、学校全体の活動がある日

例1 始業式・終業式・入学式・卒業式・その他学校行事のある日

例2 中間テスト・期末テスト

例3 就業体験期間

(2) その他学校が定める日

※ 本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足（未履修・原級留置）となる場合は、取得できません。

8 対象となる活動

保護者とともに過ごす活動であること以外、特に制限はありません。

9 届出手続き

本校の様式に記入し、担任へ提出してください。

様式は、学校HPから取得できます。

10 届出期限

取得希望日の1週間前までに届け出てください。

11 授業への対応

自主学习での対応となり、補習等を行いません。授業のプリント等については、担当の先生にお問い合わせください。

12 安全確保

家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者の皆様に幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。また、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。

13 報告書等の提出

報告書等の提出はありません。